

笠間市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月25日

笠間市監査委員 仙 波 操

笠間市監査委員 須 藤 幹 夫

笠間市監査委員 小 薮 江 一 三

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象及び範囲

公の施設指定管理者

対象団体	公の施設	令和元年度 指定管理料	所管課
特定非営利活動 法人いばらきの 魅力を伝える会	笠間市地域交流センターともべ及び 笠間市営友部駅南口自転車駐車場	37,039,815円	市民活動課

監査の範囲

- (1) 公の施設の指定管理に関する事務全般
- (2) 令和元年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務

第3 監査の着眼点及び実施内容等

監査については、笠間市監査基準にのっとり、提出を求めた監査資料に基づき、指定管理者の選定、指定及び協定の締結等が適正に行われているか、また指定管理者の管理運営業務が協定書、仕様書及び事業計画書等に沿って実施されているか、また経理内容が適正妥当であるか、施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかを主眼として、1月7日に所管課及び1月25日に指定管理者から説明を聴取し、関係諸帳簿並びに証拠書類を監査した。

第4 監査の結果

所管課が行った指定管理者の選定、指定及び協定の締結等の事務については、条例、規則及び指定管理者制度導入方針に沿った内容でおおむね適切に処理されていることを確認した。

会計事務及びその他の関係帳簿等を審査した結果、笠間市と特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会との間で締結した「笠間市地域交流センターともべ笠間市営友部駅南口自転車駐車場」の管理運営に関する基本

協定書に定めるところに従っておおむね適正に管理，運営が行われているものと認められた。

第5 監査の概要

- 1 団体名：特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
所管部課：市民生活部 市民活動課

(1) 施設の概要

- ア 名称 笠間市地域交流センターともべ
笠間市営友部駅南口自転車駐車場
- イ 位置 笠間市友部駅前1番10号
- ウ 施設の概要等
- | | |
|--------|---|
| 敷地面積 | 5,665 m ² |
| 交流センター | W造一部RC造平屋建1,581.65 m ²
駐車場63台 |
| 自転車駐車場 | 256台 |

(2) 指定管理の内容

- ア 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
(5年間)
- イ 指定管理料 37,039,815円(令和元年度)

(3) 指定管理者の概要

「特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会」は、震災をきっかけとした笠間焼の復興や風評被害に苦しむ食の安全を伝える取組みなどを通じて、笠間を拠点とする市民によって平成24年に設立される。これまで、映像の持つ発信力なども活用し「カサマメ☆プロジェクト」「笠間の家運営」「筑波海軍航空隊記念館立ち上げ」など主に笠間市の食と観光推進に取り組んでいる。平成29年1月のオープンから、「笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場」の指定管理を行うほかに、「笠間歴史交流館井筒屋」「笠間の家」の指定管理者として管理運営を行っている。

(4) 監査結果

「笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場」の指定管理は、施設の適切な管理運営、利用促進を図りながら、市民の交流を促進し、地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進、観光拠点機能の推進を資することを目的としている。

令和元年度の指定管理にあたっては、良好な施設の管理運営に努めながら、カフェでの飲食の提供、歌声喫茶、トモア寄席等の開催による芸術・文化推進事業、レンタルサイクル事業やスポーツ講座等の健康増進事業、笠間の学びと交流の場としてギャラリー展やカルチャースクール開催等の交流推進事業、その他物産・お土産の販売などの自主事業にも取組み、施設の利用促進と利用者へのサービスの向上にも寄与している。

令和元年度の事業の収支状況については、収入は37,040千円の指定管理料のほか利用料金収入など全体で58,732千円、支出は58,231千円で501千円の黒字となっている。

また、施設の管理業務や備品等のコロナ対策にも努められ、利用者の快適かつ安全な利用を図るなど適正な管理運営に努められていると認められた。

(5) 今後の方向

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、施設においては、身体的距離の確保、施設利用の人数制限、感染防止の消毒液の設置など、様々な制限や感染症対策を講じた施設運営が求められるので、今後とも安心、安全な対応策に努められたい。

なお施設運営においては、自主事業の採算性の確保など全体の収支状況にも留意をするとともに、コロナ後の新しい生活様式を想定した企画、イベントなどについても十分検討を加えられ、更なる良好な指定管理に努められたい。

また所管課においては、指定管理者の業務実施状況や事業報告書等を十分確認し、当初ねらいとした目的が達成できるように、今後とも的確な対応に努められたい。